

東京大学大学院情報理工学系研究科

IST Grand Gathering 2026 協賛募集要項

本募集要項は、情報理工学系研究科 教育研究推進協賛事業（以下「本協賛事業」という。）の一環として実施する IST Grand Gathering について、その趣旨に賛同する法人等から協賛金を募集するために定めるものです。

IST Grand Gathering は、情報理工学系研究科の学生、教職員、修了生等が専攻・研究分野を越えて交流し、相互理解、ネットワーク形成、研究分野の活性化および研究科活動の発信を促進することを目的として毎年開催するイベントです。

項目	内容
対象イベント	IST Grand Gathering
開催日時	2026 年 11 月 27 日（金）18:30 開始
開催場所	東京大学 本郷キャンパス 工学部 2 号館 13BC
対象者	情報理工学系研究科の学生、教職員、修了生等
協賛プラン	スタンダード：10 万円／プレミアム：30 万円（いずれも消費税等別）
募集期間	2026 年 8 月 13 日から 2026 年 10 月 14 日まで

1. 本協賛事業の目的

本協賛事業は、情報理工学系研究科における教育研究活動の推進、研究分野の活性化、構成員間の交流、研究成果・活動の発信、産業界・社会との知的交流等を支援することを目的とします。

本イベントは、その一環として、研究科構成員および修了生等の横断的なつながりを生み出し、新たな教育研究テーマや共同的活動の創出につなげることを目指します。就職説明会または採用イベントとして実施するものではありません。

2. 名称

東京大学大学院情報理工学系研究科 教育研究推進協賛事業 IST Grand Gathering 2026 協賛募集

3. 対象イベント

- 名称：IST Grand Gathering 2026
- 開催日時：2026 年 11 月 27 日（金）18:30 開始
- 開催場所：東京大学 本郷キャンパス 工学部 2 号館 13BC
- 対象者：情報理工学系研究科の学生、教職員、修了生等
- 内容：研究科構成員および修了生等の交流、ネットワーキング、研究分野・研究科活動に関する情報交換等

開催日時、場所その他の詳細に変更が生じた場合は、協賛者に速やかに通知します。協賛者への受益に重大な影響がある変更については、協賛者と協議します。

4. 募集内容

本イベントの趣旨に賛同する法人等から、イベント単位で一回限りの協賛金を募集します。協賛プランは次の2種類とし、1法人・団体につきいずれか一方を選択するものとします。申込状況および本学所定の確認結果により受入れを決定します。

5. 募集期間

2026年8月13日から2026年10月14日まで

募集予定数に達した場合、または本イベントの準備上必要がある場合は、募集期間内であっても募集を終了することがあります。

6. 協賛金額および協賛者への受益

協賛金額と提供する受益は、次表のとおりです。申込みを受け入れた協賛者には、選択したプランに対応する受益を提供します。

項目	スタンダード	プレミアム 【先着3社】
協賛金額	10万円（消費税等別）	30万円（消費税等別）
協賛者名・ロゴ掲載	イベント告知ポスターおよび当日会場に標準サイズで掲載	イベント告知ポスターおよび当日会場に拡大サイズで掲載
イベント参加	1名	3名
企業・団体紹介	なし（紹介印刷物の設置可）	3分（紹介印刷物の設置可）
協賛事実の外部公表	掲載方法・文面を本研究科と事前協議の上、自社Webサイト等で公表可能	掲載方法・文面を本研究科と事前協議の上、自社Webサイト等で公表可能

協賛金額は、本イベントの想定規模、ポスターおよび会場でのロゴの掲載、参加人数ならびに紹介時間を考慮して設定しています。ロゴデータおよび紹介内容は、本研究科が指定する期日・形式で提出してください。

イベント参加・交流に係る交通費、宿泊費その他の付随費用は、協賛金とは別に協賛者の負担とします。

協賛者による企業・団体紹介および交流は、本イベントの趣旨に沿った情報交換および相互理解を目的とするものです。個別の採用勧誘、学生情報の収集、特定の参加者への優先的接触その他本イベントの趣旨に反する行為は認めません。

本協賛により、研究成果、知的財産、共同研究、採用、学生情報へのアクセス、その他排他的または優先的な権利を協賛者に付与するものではありません。

7. 協賛金の使途

協賛金は、本イベントの実施および本協賛事業の目的に沿って、次の経費に充当します。

- 本イベントの広報、準備および運営に要する経費
- 会場設営、機材、備品および資料作成等に要する経費

- 参加者間の交流促進、ネットワーキング等に必要な経費
- 交流会運営に要する飲食、会場およびサービス等の経費
- 受付、運営補助および業務委託等に要する経費
- 報告記事、記録および広報資料作成等に要する経費
- 本イベントの企画・運営補助に従事する者への謝金または人件費（本学との雇用関係の有無等を確認し、必要な人事・給与手続きを別途経たのものに限る）
- その他、本イベントの実施に必要と本研究科が認める経費

飲食を伴う経費は、単なる懇親を目的とするものではなく、研究科構成員間の交流、教育研究活動の推進、ネットワーク形成および研究分野の活性化のためのイベント運営経費として位置づけ、本学の会議費に関する規則・運用に従って執行します。

8. 残額の取扱い

本イベントにおいて協賛金に残額が生じた場合は、本協賛事業の目的の範囲内で、事業概要の第4項に掲げる活動に充当します。

協賛者には、協賛申込書において上記の残額の取扱いへの同意を確認します。残額は本学の関係規則に従って適正に執行し、事業期間終了時点で残金がある場合は、本学所定の手続きに従います。

9. 応募資格

本協賛事業の趣旨に賛同する法人、法人以外の団体、または法人等により構成された団体とします。ただし、次の各号に掲げるものは応募資格がありません。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むものおよび当該営業に類する事業を行うもの
- 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- 社会問題を起こしているもの
- 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、またはこれらの者の統制下にあるもの
- 会社更生法または民事再生法に基づく手続開始の申立てをしているもの、および申立てがなされているもの
- 国税、地方税等を滞納しているもの
- 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- 政治団体
- 宗教団体
- 前各号のほか、本学の協賛者としてふさわしくないと本学が認めるもの

10. 利益相反およびコンプライアンスに関する申告・誓約事項

申込者は以下の事項を確認し誓約します。該当する事項がある場合は申告書(様式任意)を提出する必要があります。

- 申込者(法人の場合はその代表取締役)は、東京大学の役員(理事・監事)、または役員の配偶者もしくは二親等以内の親族(父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹)ではない。
- 本協賛により、申込者が東京大学の設備・施設を専属的に利用するなどの「特別な利益」を受けることはない。
- 本協賛は、特定の者の入学・成績認定・就職支援等の取扱いに影響を与えるものではない。
- 本協賛は、東京大学における調達・発注・事業者選定等の公正な競争を妨げるものではない。
- 東京大学から利益相反に関する調査や説明を求められた場合は、誠実に対応する。
- 申込者と、本協賛事業の決定権限を有する教職員、または本協賛の結果として経済的な影響を受ける範囲の教職員との間に経済的利害関係等が発生する可能性がある場合は、事前に申告する。

11. 協賛者の適格性確認

本研究科は、協賛申込を受けた法人等について、東京大学協賛金等取扱要領に基づく一次確認を行います。必要に応じて、事業内容、法人実体、社会的信用、行政処分・社会的問題の有無、反社会的勢力との関係の有無等を公開情報等により確認します。

協賛の受入可否は、本研究科における一次確認および東京大学協賛金等取扱要領その他本学所定の手続きを経て決定します。

12. 提出書類

協賛を希望する法人等は、別紙様式の協賛申込書を提出してください。申込書には、協賛者情報、希望する協賛プラン、担当者情報、誓約事項への確認（残額の取扱いへの同意を含む）、利益相反関係の申告その他必要事項を記載してください。

13. 協賛金納入時期

協賛申込書の受領後、本学から請求書を送付します。協賛者は、請求書記載の期日までに指定の銀行口座へ協賛金を振り込むものとします。振込手数料は協賛者の負担とします。

14. 協賛の解除

協賛者が応募資格を欠くこととなったとき、第10項の利益相反に関する申告義務に違反したとき、協賛者が本募集要項または選択した受益に伴う義務を履行しないとき、または信用失墜行為等により本事業もしくは本学の信用が損なわれるおそれが生じたときは、本学は協賛を解除できるものとします。

協賛者の事情により協賛の継続または実施が困難となった場合は、速やかに本研究科に申し出てください。既に納付された協賛金は、原則として返還しません。

15. イベントの変更・中止その他

天災、感染症、施設利用上の事情その他やむを得ない事由により、本イベントの開催日時、場所、実施方法または内容を変更し、もしくは中止する場合があります。この場合、本研究科は協賛者に速やかに通知し、協賛者への受益に影響があるときは、代替措置を含めて協議します。

本イベントを次年度以降に開催する場合は、開催日時、場所、協賛金額および協賛者への受益等を更新した募集要項と申込書を作成し、必要な確認・決裁手続きを経た上で協賛募集を行います。

協賛申込により取得した個人情報は、協賛の受入れ、請求、受益の提供、連絡その他本事業の運営に必要な範囲で使用します。本募集要項に定めのない事項は、東京大学協賛金等取扱要領その他本学の関係規則に従います。

16. 問合せ先・提出先

東京大学大学院情報理工学系研究科 企画室

〒113-8656 東京都文京区本郷 7-3-1 列品館

E-mail : ist-kikaku.t@gs.mail.u-tokyo.ac.jp 電話 : 090-1705-8416